

75歳以上が払う保険料の例
(単身世帯、月額)

年金収入	一般		扶養されていた人	
	現在	特例廃止	現在	特例廃止 (75歳から52年間)
80万円	370円	1120円	370円	1120円
150万円	560円			
200万円	4740円	6480円		1870円
250万円	1万930円	1万930円		

増す保険料 家計に打撃

75歳以上3〜5倍に

現役世代高所得者も増

政府が2015年に法改正を目指す医療保険制度改革案は、国民の負担増につながる見直しがずらりと並ぶ。現役世代に比べ経済的な余力がありそうな高齢者らに追加負担を求め、増え続ける医療費を賄うのが狙いだ。ただ15年10月には消費税の10%引き上げも予定されており、家計には二重の打撃となりそうだ。

▽半数を直撃

最も影響が大きそうなのは、75歳以上が入る後期高齢者医療制度の保険料軽減の特例措置を、早ければ16年度から段階的に廃止する案だ。現在は低所得者約700万人と子どもなどに扶養されていた約174万人が、最大9割軽減されている。75歳以上の人口は約1600万人なので、半数が対象となる。

特例が廃止されると、低所得者への軽減幅は最大でも7割に縮小し、保険料が上がると。扶養されていた人は75歳から2年間だけ5割軽減と

なり、3年目以降は一般的な基準に基づいて、収入によって保険料が決まる仕組みとなる。

厚生労働省によると、75歳以上の年金収入が80万円の場合、特例措置で保険料は月370円だ。同程度の収入がある国民健康保険の加入者は月2650円払っており、高齢者と現役世代の負担の差は大きい。

収入が250万円の場合では、現在の保険料370円が月1870円と約5倍に。これも75歳になって2年間だけの軽減措置で、3年目からはさらに増える。

厚労省はこれらの案を15日の社会保障審議会の部会に提示した。08年に後期高齢者医療制度が始まった際の混乱や批判を避ける狙いで実施した特例で「時間がたち、役割を終えた(委員の一人)との判断だ。本年度は811億円の税金が投入されている。国民健康保険の保険料も年間の限度額を引き上げる見通しだ。

したが、高齢者の生活に影響が大きいため、丁寧な進め方を求める意見も出た。

▽標準報酬月額上限も
現役世代も高所得者を中心に負担が増えそうだ。会社員の健康保険料を計算するため使う「標準報酬月額」の上限を121万円から145万円にする方針だからだ。

現在は月収約120万円以上ならどれだけ高収入でも「月収121万円」とみなして保険料は頭打ちとなっているが、上限引き上げで約32万人が保険料アップとなり、多い人と月額1万円余り増える。

厚労省の試算では、年間の保険料収入は健保組合で273億円、中小企業の社員らが入る協会けんぽで416億円増える。

会社員らが入る健康保険組合の保険料率の上限は、現在の12%から13%にし、各健保が保険料収入をさらに増やせるようにする。